# 特定福祉用具販売・特定介護予防
# 福祉用具販売の手引き

兵庫県

平成１９年１月

Ⅰ　特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の概要・・・・・・・・・１
１　特定福祉用具販売とは
２　特定福祉用具販売の種目
３　サービス提供の流れ
４　保険給付の申請に必要となる書類等の交付
５　福祉用具購入支給申請
６　福祉用具購入費の支給

Ⅱ　介護保険制度と福祉用具販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１　事業者指定
２　重要事項説明書

Ⅲ　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１　介護保険法上、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費はどのように定義されているか？
２　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費はどのような場合に支給されるか？
３　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給限度額は、どのように定められるか？
４　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給の申請について、どのように定められているか？
５　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給対象の特定福祉用具を販売する場合、指定福祉用具貸与事業と同様に、都道府県知事による指定は必要か？
６　市町による文書の提出等の要求についてどのように定められているか？
７　福祉用具購入費の限度額管理期間は毎年 4 月 1 日からの 12 月間であるが、3 月に認定申請した者が、3 月、4 月に各 10 万円、すなわち連続する 2 ヶ月間に合計 20 万円の支給を受けることは可能か？
８　福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、4 月 1 日からの 12 月間となっているが、特定福祉用具の購入日、支給申請日等のいずれを基準として管理するのか？
９　介護保険施設に入所している要介護者に対して、福祉用具購入のサービスを提供し、介護報酬を算定することができるか？
１０　①有料老人ホームの入所者で特定施設入所者生活介護を算定している要介護被保険者について専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか？②グループホームの入所者で①と同

様に専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか？

１１　介護保険の指定を受けていない医療機関に入院している被保険者に対し、福祉用具購入のサービスを提供し、介護報酬を算定することはできるか？

１２　福祉用具購入において、消費税についても保険給付の対象となるか？

１３　介護保険対象となる福祉用具購入の種目はどのようなものか？

１４　介護保険対象となる腰掛便座はどのようなものか？

１５　腰掛便座の範囲は家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか？

１６　介護保険対象となる特殊尿器とはどのようなものか？

１７　しびんを特殊尿器として福祉用具購入費を支給することは可能か？

１８　介護保険対象となる入浴補助用具とはどのようなものか？

１９　浴室内の滑り止め機能を有するマットは、入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となるか？また、浴室内の段差解消や浴室内の高さを調整するための滑り止めマットは、入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となるか？

２０　床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか？

２１　介護保険対象となる簡易浴槽とはどのようなものか。

２２　利用者が寝たまま利用できる組み立て式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれると解釈してよいか。

２３　介護保険対象となる移動用リフトのつり具の部分とはどのようなものか。

２４　複合的機能を有する福祉用具について、どのように取り扱うか？

２５　空気式の簡易浴槽とあわせてエアコンプレッサーを購入した場合、エアコンプレッサーの費用も福祉用具購入費として支給してよいか。また、エアコンプレッサーが本体と一体となった商品があった場合、一体型の商品を購入する場合と、別に購入する場合で、上記の取扱いは異なるか。

２６　介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入は福祉用具購入費の対象となるか？

２７　同一種目の特定福祉用具にかかる福祉用具購入費の支給は、同一限度額管理期間内においては原則 1 回とされているが、限度管理期間が変われば同一種目の特定福祉用具を購入しても福祉用具購入費の支給は制限されないか？

２８　同一種目の福祉用具の購入について、規則第 70 条第 2 項にて、「居宅

介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一の種目の特定福祉用具については支給しない。」とあるが、次の場合はどうか？①昼間は和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を既に購入しているが、夜間、居室で利用するためのポータブルトイレを新たに購入することは可能か？②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽用手すりの購入は可能か？

２９　施行日以降、指定を受けていない事業者で利用者が特定福祉用具を購入した場合であっても、当分の間、保険者の判断で福祉用具購入費を支給することは可能か？

３０　居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」を確認することとされているが、これらの書類はどのようなものか。

Ⅳ　居宅サービスの指定基準・総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

Ⅴ　介護予防サービスの指定基準・総則・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅵ　特定福祉用具販売事業の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

Ⅶ　特定介護予防福祉用具販売事業の基準・・・・・・・・・・・・・・・・３２

Ⅷ　特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の福祉用具の種目・・３６

Ⅸ　県民局一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

## Ⅰ　特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の概要

### １　福祉用具販売（購入）とは

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するため、腰掛便座、入浴補助用具などの福祉用具購入に係る費用を支給することをいう。

### ２　特定福祉用具販売の種目

| | | |
|---|---|---|
| ①　腰掛便座 | ②　特殊尿器 | ③　入浴補助用具 |
| ④　簡易浴槽 | ⑤　移動用リフトのつり具の部分 | |

（入浴や排せつに用いるなど貸与には心理的抵抗感が伴うもの、あるいはもとの形態・品質が変化し再度利用できない福祉用具が購入の対象）

### ３　サービス提供の流れ（居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、医療機関等との連携が必要）

＜事業所でのサービス提供の流れ＞

利用者の申し込み
↓
利用者の希望・状況の把握
↓
福祉用具の選定
↓
使用方法の説明
↓
評価・再選定
↓
福祉用具の販売
↓
↓
モニタリング（再アセスメント）

＜福祉用具購入費支給申請の流れ＞

市町への事前相談
↓
福祉用具の購入
↓
利用者から事業者への支払
↓
福祉用具購入費支給申請
↓
市町から利用者への福祉用具購入費支給

制度上必須ではないが、購入する福祉用具が保険給付の対象となるかどうかの判断は市町が行うため、事前相談が望ましい。

## ４　保険給付の申請に必要となる書類等の交付

事業者は、指定特定福祉用具販売にかかる販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
② 販売した特定福祉用具の種目および品目の名称および販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
③ 領収書
④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

## ５　福祉用具購入費支給申請

利用者は、次に掲げる事項を記載した申請書等を市町へ提出し、市町が必要と認める場合に限り支給を受けることができる。

① 福祉用具の種目・商品名・製造事業者及び販売事業者名
② 福祉用具の購入に要した費用及び購入を行った年月日
③ 福祉用具が必要である理由
④ 領収証
⑤ パンフレット等、福祉用具の概要を記載した書面
※ 当該書類の書式・内容は市町毎に定められている。

## ６　福祉用具購入費の支給

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費として、償還払いにより、市町から利用者に支給される。購入に要した費用の 9 割まで支給されるが、限度額が定められている。

① 支給限度額：基準額の 9 割まで
② 支給限度基準額：10 万円
③ 限度額管理理期間：毎年 4 月 1 日からの 12 ヶ月間
④ 限度額管理期間内に、既に福祉用具購入費の支給を受けた種目を再度購入した場合、原則として、福祉用具購入費は支給されない。（既に購入した福祉用具が破損した場合など、例外的に認められることもある）

## Ⅱ　介護保険制度と特定福祉用具販売

### １　事業者指定

特定福祉用具販売事業所の開設にあたっては県民局長の介護保険法上の事業者指定を受けなければならない（介護保険法第70条・第115条の2）。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。「人員基準」は、従業者の知識、技能に関する基準であり、「設備及び運営基準」は事業者に必要な設備の基準や保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準で、事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

したがって、指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要があり、例えば設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には指定を受けることはできない。

なお、特定福祉用具販売事業と特定介護予防福祉用具販売事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合、「人員基準」「設備基準」に関しては、特定福祉用具販売事業の基準を満たしていれば、特定介護予防福祉用具販売事業の基準を満たしていると見なされる。

（１）人員基準

| | |
|---|---|
| 管理者 | 事業所ごとに１名以上（常勤）<br>※　管理者の勤務体制（例外）<br>当該事業所の管理上支障がない場合で次の場合は他の職務を兼ねることができる。<br>１　当該事業所の従事者として職務に従事する場合<br>２　特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等があり、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合 |
| 福祉用具専門相談員 | 常勤換算で２名以上<br>福祉用具専門相談員とは、<br>①　介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士<br>②　又は都道府県知事が指定した一定の基準の講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付をうけた者（指定講 |

| | |
|---|---|
| | 習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合）<br>③　訪問介護員養成研修１級または２級課程、介護職員基礎研修課程を修了した者などのことを言う。<br>※　福祉用具専門相談員の員数<br>　指定特定福祉用具販売事業者が指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介護予防福祉用具販売の各事業の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営する場合は、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。<br>（例：これら４つの指定を併せて受けている場合でこれらの運営が一体的になされている場合は、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りる。） |

※　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

※　「常勤換算（方法）」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定にかかる事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

※　「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該事業にかかるサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待

機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。
　なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（２）設備基準

　事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

| 設備名 | 内　容 |
|---|---|
| 事業の運営を行うために必要な広さの区画 | 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 |
| その他の設備及び備品等 | 指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保する。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。 |

（３）運営基準

| |
|---|
| ①　利用者の希望・状況等に応じた適切な福祉用具の提供 |
| ②　福祉用具の説明、点検 |
| ③　多くの福祉用具を取り扱うこと |
| ④　提供するサービスの評価、改善 |
| ⑤　事故発生時における必要な措置 |
| ⑥　苦情に対する適切な対応 |
| ⑦　サービス提供拒否の禁止 |
| ⑧　運営規程の整備　等 |

## ２　重要事項説明書

　県の「重要事項説明書及び契約書のガイドライン」に沿って介護保険サービスに関する重要事項説明書を作成する。契約に際しては、事前に重要事項説明書を交付し、利用者及び家族に十分説明したうえで契約を締結する。

　重要事項説明書は、利用申込者が自らのニーズに合致した事業者を選択するに当たって、極めて重要な文書であることから、重要事項説明書はサービスの利用契約とは別の文書であり、①重要事項説明書をもって契約書（領収書）に代える

**こと、②契約書中に重要事項が記載されているとして重要事項説明書の交付をしないことは不適切である。**

## Ⅲ　Q&A

**凡例**　**「法」**

**→　介護保険法**

**「規則」**

**→　介護保険法施行規則**

**「基準」「予防基準」**

**→　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）**

**指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35条）**

**「基準について」**

**→　指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）**

**「額の算定基準」**

**→　指定居宅サービスに要する費用の額に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に要する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）**

**「額の算定基準留意事項」**

**→　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）**

**「介護報酬等に係るＱ＆Ａ」**

**→　介護報酬等に係るＱ＆Ａ**

**(平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室・事務連絡及び平成12年4月28日・5月15日厚生省老人保健福祉局老人保健課：事務連絡)**

**(平成18年3月27日厚生労働省老健局振興課事務連絡)**

**「福祉用具販売種目告示」**

**→　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目および構成労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）**

**「福祉用具種目解釈通知」**

**→　介護保険の対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）**

**１　介護保険法上、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費はどのように定義されているか？**

**要介護者等が、厚生労働大臣が定める特定の福祉用具を購入した際に、市町から償還払いで支給されるもの。支給される額は、購入に要した額の 100 分の 90 に相当する額であるが、支給限度額を超えることはできない。**

**ここでいう福祉用具とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。**

**居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の対象となる福祉用具の種目については、「厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号）により定められている。**

***○法第 44 条、第 56 条***

**２　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費はどのような場合に支給されるか？**

**居宅介護（介護予防）福祉用具購入費は、要介護（要支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために、市町が必要と認める場合に限り支給される。**

**居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間（毎年 4 月 1 日から 12 月間）において、同一の種目の特定福祉用具を既に購入し、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支給されている場合は支給されない。（既に購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なる場合は支給対象となる）ただし、次に掲げる場合について、市町が必要と認めるときは支給される。**

**①　既に購入した特定福祉用具が破損した場合**
**②　居宅要介護（要支援）被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合**
**③　その他特別の事情のある場合**

***○法第 44 条 2 項、第 56 条 2 項***
***○規則第 70 条、第 89 条***

**３　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給限度額は、どのように定められるか？**

支給限度額は支給限度基準額の 100 分の 90 に相当する額である。

① 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額
10 万円

② 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度額管理期間
毎年 4 月 1 日からの 12 月間

ただし、市町は条例で定めることにより、支給限度基準額を上乗せすることができる。

***○法第 44 条第 4 項、第 6 項、第 56 条第 4 項、第 6 項***
***○規則第 72 条、第 91 条***
***○居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 34 号）***

**４　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給の申請について、どのように定められているか？**

利用者は、次に掲げる事項を記載した申請書等を市町に提出することで、償還払いによる支給を受けることができる。

① 福祉用具の種目、商品名、製造事業者及び販売事業者名
② 福祉用具の購入に要した費用及び購入を行った年月日
③ 福祉用具が必要である理由（必要性が居宅サービス計画に記載されている場合は、居宅サービス計画を添付することで足りる）
④ 領収書
⑤ パンフレット等、福祉用具の概要を記載した書面

***○規則第 71 条、第 90 条***

**５　居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給対象の特定福祉用具を販売する場合、指定福祉用具貸与事業と同様に、都道府県知事による指定は必要か？**

平成 18 年 4 月より、要介護者に対する特定福祉用具販売、要支援者に対する特定介護予防福祉用具販売のそれぞれについて、都道府県知事（県民

局長）への申請及び知事（県民局長）による指定が必要となった。
　被保険者が当該指定を受けていない事業所で特定福祉用具を購入した場合は保険給付の対象とならない。

***○法第 44 条、第 56 条***

**６　市町による文書の提出等の要求についてどのように定められているか？**

　市町は、保険給付に関し、必要と認めるとき、特定福祉用具を販売する者に対して、次に掲げる事項を行うことができる。
①　文書その他の物件の提出、提示を求めること
②　市町職員による質問・照会

例）
- 都道府県から指定特定福祉用具販売事業者として指定を受けたことがわかる書面
- 重要事項説明書
- サービス利用計画書
- 基準 216 条で準用する 200 条に規定する運営規定
- 基準 212 条 2 項各号に定める費用の額がわかる書面
- 基準 212 条 3 項に定める利用者等の同意したことがわかる書面　等

***○　法第 23 条***

**７　福祉用具購入費の限度額管理期間は毎年 4 月 1 日からの 12 月間であるが、3 月に認定申請した者が、3 月、4 月に各 10 万円、すなわち連続する 2 ヶ月間に合計 20 万円の支給を受けることは可能か？**

可能である。

***○WAM-NET 介護保険 Q&A***

**８　福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、4 月 1 日からの 12 月間となっているが、特定福祉用具の購入日、支給申請日等のいずれを基準として管理するのか？**

居宅介護福祉用具購入費の支給限度額については、介護保険法第 44 条第

**4 項で「居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、・・・を超えることができない。」と規定されていることから、特定福祉用具の購入日を基準として支給限度額管理を行うこととなる。（国保連のシステムにおいても購入日で支給限度額管理を行っている。）なお、購入日は、支給申請書に記載された購入年月日と領収証で確認することとなるが、一般的には領収証の日付をもって購入日として差し支えないものと考える。**

**９　介護保険施設に入所している要介護者に対して、福祉用具購入のサービスを提供し、介護報酬を算定することができるか？**

**介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできない。**

***○　法第 44 条、第 56 条***

**１０　①有料老人ホームの入居者で特定施設入居者生活介護を算定している要介護被保険者について専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか？②グループホームの入居者で①と同様に専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか？**

**特定施設入居者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上、可能であるが、施設では整備されていることが前提のため、一般的に必要は無いと考えられる。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給対象となりうる。**

***○WAM-NET 介護保険 Q&A***

**１１　介護保険の指定を受けていない医療機関に入院している被保険者に対し、福祉用具購入のサービスを提供し、介護報酬を算定することはできるか？**

**介護保険の施設サービスは受けていないが、本来入院中の者の福祉用具については医療機関において提供されるものであり、介護報酬を算定する**

ことはできない。

***○WAM-NET 介護保険 Q&A***

**１２　福祉用具購入において、消費税についても保険給付の対象となるか？**

消費税についても保険給付の対象となる。

***○指定福祉用具貸与・介護予防指定福祉用具貸与の手引き Q&A59***

**１３　介護保険対象となる福祉用具購入の種目はどのようなものか？**

次の 5 種目である。

① 腰掛便座
② 特殊尿器
③ 入浴補助用具
④ 簡易浴槽
⑤ 移動用リフトのつり具の部分

***○福祉用具販売種目告示***
***○福祉用具種目解釈通知***

**１４　介護保険対象となる腰掛便座はどのようなものか？**

次のいずれかに該当するものに限る。

① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
③ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）

***○福祉用具販売種目告示１***
***○福祉用具種目解釈通知２－（１）***

**１５　腰掛便座の範囲は家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか？**

腰掛便座の機能が給付対象に該当する場合、家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象とすることができる。

***○WAM-NET 介護保険 Q&A***

**１６　介護保険対象となる特殊尿器とはどのようなものか？**

尿が自動的に吸引されるもので要介護者等、またはその介護を行う者が容易に使用できるもの。

***○福祉用具販売種目告示 2***
***○福祉用具種目解釈通知 2-（2）***

**１７　しびんを特殊尿器として福祉用具購入費を支給することは可能か？**

特殊尿器については、「尿が自動的に吸引されるもの」としているので、しびんは対象とならない。尿が自動的に吸引されないもの手動式のものについても該当しない。

***○平成 12 年介護報酬等に係る Q&AVOL2***

**１８　介護保険対象となる入浴補助用具とはどのようなものか？**

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

① 入浴用いす
座面の高さが概ね 35 ㎝以上のものまたはリクライニング機能を有するものに限る

② 浴槽用てすり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④　入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る

⑤　浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥　浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

*○福祉用具販売種目告示 3*

*○福祉用具種目解釈通知 2-（3）*

| １９　浴室内の滑り止め機能を有するマットは、入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となるか？また、浴室内の段差解消や浴室内の高さを調整するための滑り止めマットは、入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となるか？ |
|---|

いずれの場合も、滑り止めマットは、福祉用具購入費の対象とならない。

*○WAM-NET 介護保険 Q&A*

| ２０　床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか？ |
|---|

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

*○平成 12 年介護報酬等に係る Q&AVOL2*

| ２１　介護保険対象となる簡易浴槽とはどのようなものか。 |
|---|

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

*○福祉用具販売種目告示 4*

○　*福祉用具種目解釈通知 2-（4）*

**２２　利用者が寝たまま利用できる組み立て式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれると解釈してよいか。**

**部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器）は、簡易浴槽には含まれず、給付対象とは認めない。**

*○WAM-NET 介護保険 Q&A*

**２３　介護保険対象となる移動用リフトのつり具の部分とはどのようなものか。**

**身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。**

*○福祉用具販売種目告示 5*
*○福祉用具種目解釈通知 2－（5）*

**２４　複合的機能を有する福祉用具について、どのように取り扱うか？**

**2 つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。**

**①　それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分毎に 1 つの福祉用具として判断する。**

**②　区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。**

**③　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。**

○　*福祉用具種目解釈通知 3*

**２５　空気式の簡易浴槽とあわせてエアコンプレッサーを購入した場合、エアコンプレッサーの費用も福祉用具購入費として支給してよいか。また、エアコンプレッサーが本体と一体となった商品があった場合、一体型の商品**

を購入する場合と、別に購入する場合で、上記の取扱いは異なるか。

エアコンプレッサーが簡易浴槽と不可分のものとして一体で販売されている場合はエアコンプレッサー部分も含めて支給対象とし得るが、エアコンプレッサーのみを単体で購入する場合は支給対象外である。

*○WAM-NET 介護保険 Q&A*

２６　介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入は福祉用具購入費の対象となるか？

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

*○平成 12 年介護報酬等に係る Q&AVOL2*

２７　同一種目の特定福祉用具にかかる福祉用具購入費の支給は、同一限度額管理期間内においては原則 1 回とされているが、限度額管理期間が変われば同一種目の特定福祉用具を購入しても福祉用具購入費の支給は制限されないか？

規則第 70 条第 1 項では「要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する」ことが規定されているが、ここでいう「必要性」には、被保険者の身体特性に照らした特定福祉用具の「使用」の必要性と当該用具の「購入」の必要性とが含まれているものと解される。このため、同条第 2 項の規定は、上記の「必要性」が認められることを前提とした同一限度額管理期間内の支給制限規定であり、限度額管理期間が変わっても、既に保有している当該特定福祉用具を購入する必要性が認められなければ支給することはできないものと考える。

２８　同一種目の福祉用具の購入について、規則第 70 条第 2 項にて、「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一の種目の特定福祉用具については支給しない。」とあるが、次の場合はどうか？①昼間は和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を既に購入しているが、夜間、

**居室で利用するためのポータブルトイレを新たに購入することは可能か？**
**②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽用手すりの購入は可能か？**

**「規則第 70 条第 2 項ただし書」に基づき判断することとなるが、市町が必要と認めれば、支給は可能である。**

***○WAM-NET 介護保険 Q&A***

**２９　施行日以降、指定を受けていない事業者で利用者が特定福祉用具を購入した場合であっても、当分の間、保険者の判断で福祉用具購入費を支給することは可能か？**

**特定福祉用具販売は、今回の制度改正により、福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられてきたものであり、その「サービスの質」が担保されない「購入」に対して福祉用具購入費を支給することは認められない。**

***○平成 18 年介護報酬等に係る Q&AVOL2***

**３０　居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」を確認することとされているが、これらの書類はどのようなものか。**

**「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」とは、利用者が福祉用具購入費の申請の際に保険者へ提出する必要な理由等を、福祉用具専門相談員がそのサービス提供の必要性も含めて確認するための書類であり、様式及び作成者は任意である。**

***○平成 18 年介護報酬等に係る Q&AVOL2***

# Ⅳ　居宅サービスの指定基準・総則(基準省令・総則)

| 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成１１年９月１７日老企第２５号） |
|---|---|
| 第一章　総則<br><br>第一条<br>　指定居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十四条第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第四十二条第一項第二号の基準該当居宅サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。<br>第二条<br>　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一　居宅サービス事業者　法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。<br>二　指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。<br>三　利用料　法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。<br>四　居宅介護サービス費用基準額　法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。<br>五　法定代理受領サービス　法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。<br>六　基準該当居宅サービス　法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。<br>七　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | 第一　基準の性格<br>1　基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。<br>2　指定居宅サービスの事業を行う者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。<br>3　運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。<br><br>第二　総論<br>1　事業者指定の単位について<br>　事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。<br>①　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。<br>②　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。<br>③　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。<br>④　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。<br>⑤　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。<br>2　用語の定義<br>　基準第二条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 |

(1)　「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護婦等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2)　「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3)　「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4)　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間「指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

(5)　「前年度の平均値」

①　基準第一一一条第四項(介護老人保健施設である指定通所リハビリテーション事業所における医師、理学療法士若しくは作業療法士又は支援相談員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第一二一条第三項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第一四二条第二項(老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法)、第一五七条第二項(指定痴呆対応型共同生活介護に係る共同生活住居における介護従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第一七五条第二項(指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年四月一日に始まり翌年三月三一日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小

| | |
|---|---|
| 第三条<br>　指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。<br>2　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 | 数点第二位以下を切り上げるものとする。<br><br>②　新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において一年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から六月未満の間は、便宜上、ベッド数の九〇%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における全利用者等の延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における全利用者等の延数を一年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。 |

# Ⅴ　介護予防サービスの指定基準・総則(基準省令・総則)

| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号) | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号） |
|---|---|
| 第一章　総則<br><br>(趣旨)<br>第一条<br>　指定介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の四第一項の基準及び員数、同条第二項の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第五十四条第一項第二号の基準該当介護予防サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。<br><br>(定義)<br>第二条<br>　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一　介護予防サービス事業者　法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。<br>二　指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス　それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。<br>三　利用料　法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。<br>四　介護予防サービス費用基準額　法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。<br>五　法定代理受領サービス　法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。<br>六　基準該当介護予防サービス　法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。<br>七　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。<br><br>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)<br>第三条<br>　指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。<br>２　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 | 第４　介護予防サービス<br><br>一　　介護予防サービスに関する基準について<br><br>　介護予防サービスに関する基準については「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において定められているところであるが、このうち、三に記載する「介護予防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべきものであり、今般の制度改正に基づく介護予防サービスの創設に伴い、新たに制定された基準である。今後の介護予防サービスの運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。<br>　なお、人員、設備及び運営に関する基準については、二に記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第３に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第３の該当部分を参照されたい。 |

# Ⅵ　特定福祉用具販売事業の基準

| 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号） |
|---|---|
| (基本方針)<br>第二百七条<br>　指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 | |
| 第二節　人員に関する基準 | 1　　人員に関する基準 |
| (福祉用具専門相談員の員数)<br>第二百八条<br>　指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。<br>2<br>　指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。<br>一　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項<br>二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項<br>三　指定福祉用具貸与事業者　第百九十四条第一項 | (1) 福祉用具専門相談員に関する事項(居宅基準第 208 条第 1 項)<br>　福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第 13 の 1 の(1)を参照されたい 。 |
| (管理者)<br>第二百九条<br>　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 | (2) 管理者(居宅基準第 209 条)<br>　訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の 1 の(3)を参照されたい。 |
| 第三節　設備に関する基準 | 2　設備に関する基準 |
| (設備及び備品等)<br>第二百十条<br>　指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。<br>2<br>　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福 | (1) 居宅基準第 210 条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。<br>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事 |

| | |
|---|---|
| 祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準第二百八十一条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八十四条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | 業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 |
| 第四節　運営に関する基準 | 3　運営に関する基準 |
| (サービスの提供の記録)<br>第二百十一条<br>　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 | (1) サービス提供の記録<br>　居宅基準第 211 条は、当該特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。<br>　なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、居宅基準 215 条第 2 項に基づき、2 年間保存しなければならない。 |
| (販売費用の額等の受領)<br>第二百十二条<br>　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。<br>2　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。<br>一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費<br>二　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用<br>3　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 | (2) 販売費用の額等の受領<br>　居宅基準第 212 条第 1 項に規定する「販売費用の額」とは、法第 44 条第 3 項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。<br>　居宅基準第 212 条第 2 項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し 、<br>イ 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費<br>ロ 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用<br>については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。居宅基準第 212 条第 3 項は、指定訪問介護に係る第 20 条第 4 項と同趣旨であるため、第 3 の 3 の(10)のを参照されたい。 |
| (保険給付の申請に必要となる書類等の交付)<br>第二百十三条<br>　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。<br>一　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称<br>二　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書<br>三　領収書<br>四　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要 | (3) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付<br>　居宅基準第 213 条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、<br>イ　当該指定特定福祉用具事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書<br>ロ　領収書<br>ハ　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を利用者に対し、交付することとされている。 |

| | |
|---|---|
| (指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)<br>第二百十四条<br>　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。<br>一　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。<br>二　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。<br>三　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。<br>四　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。<br>五　居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。 | (4) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針<br>　居宅基準第 214 条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。<br>　第 3 号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、特殊尿器等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。<br>　第 4 号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。<br>　第 5 号は、他の介護サービスが利用されないために居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は、施行規則第 71 条第 1 項第 3 号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されているかを確認しなければならない。 |
| (記録の整備)<br>第二百十五条<br>　指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<br>2　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。<br>一　第二百十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録<br>二　次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録<br>三　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録<br>四　次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | (5) 記録の整備<br>　居宅基準第 215 条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。<br>イ 提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録<br>ハ 準用される居宅基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録<br>ニ 準用される居宅基準第 36 条第 2 項に係る苦情の内容等の記録<br>ホ 準用される居宅基準第 37 条第 2 項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
| (準用)<br>第二百十六条<br>　第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第五十二条、第百一条第一項及び第二項、第百九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百一 | (6) 準用<br>　居宅基準第 216 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 26 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 198 条、第 200 条から第 202 条まで並びに第 204 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第 3 の 3 の(1)から 5 まで、(7)及び(8)、(14) 、(20) から(25) まで第 4 の 3 の(4)、第 8 の 3 の(5)、 第 13 の 3 の(2)、(4)及び(5)を参照されたい。<br>　この場合において、次の点に留意するものとする。<br>　居宅基準第 10 条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。) 、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 14 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 18 条中「初回訪問時及び利用者」とあるの |

| | |
|---|---|
| 条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第百九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。 | は「利用者」と、第 101 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第 198 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第 200 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 201 条及び第 202 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。<br>準用される居宅基準第 101 条第 1 項及び第 2 項については、次の点に留意すること。<br>イ 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 |
| 【(準用）第二百十六条の関連部分抜粋】<br><br>第二章　訪問介護<br><br>第四節　運営に関する基準<br><br>(内容及び手続の説明及び同意)<br>第八条<br>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。<br>２　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。<br>一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの<br>イ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法<br>ロ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)<br>二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法<br>３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。<br>４　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | 3 運営に関する基準<br><br>(1) 内容及び手続の説明及び同意<br>居宅基準第 8 条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 |

| | |
|---|---|
| 5　指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。<br>一　第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの<br>二　ファイルへの記録の方式<br>6　前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 | |
| (提供拒否の禁止)<br>第九条<br>　指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。 | (2) 提供拒否の禁止<br>　居宅基準第 9 条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。 |
| (サービス提供困難時の対応)<br>第十条<br>　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 | (3) サービス提供困難時の対応<br>　指定訪問介護事業者は、居宅基準第 9 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準第 10 条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。 |
| (受給資格等の確認)<br>第十一条<br>　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。<br>2　指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 | (4) 受給資格等の確認<br>　居宅基準第 11 条第 1 項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要支援認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。<br>　同条第 2 項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。 |
| (要介護認定の申請に係る援助)<br>第十二条<br>　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。<br>2　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当す | (5) 要介護認定の申請に係る援助<br>　居宅基準準第 12 条第 1 項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込 |

| | |
|---|---|
| るサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。 | 者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。<br>同条第 2 項は、要介護認定の有効期間が原則として 6 箇月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から 30 日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 |
| (心身の状況等の把握)<br>第十三条<br>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 | |
| (居宅介護支援事業者等との連携)<br>第十四条<br>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。<br>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 | |
| (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)<br>第十六条<br>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。 | |
| (居宅サービス計画等の変更の援助)<br>第十七条<br>指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 | (7) 居宅サービス計画等の変更の援助<br>居宅基準第 17 条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 |
| (身分を証する書類の携行)<br>第十八条<br>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する | (8) 身分を証する書類の携行<br>居宅基準第 18 条は、利用者が安心して指定訪問介護 |

| | |
|---|---|
| 書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 | の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 |
| (利用者に関する市町村への通知)<br>第二十六条<br>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。<br>一　正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。<br>二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | (14) 利用者に関する市町村への通知<br>居宅基準第 26 条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第 22 条第 1 項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第 64 条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。 |
| (衛生管理等)<br>第三十一条<br>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。<br>2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 | (20) 衛生管理等<br>居宅基準第 31 条は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 |
| (掲示)<br>第三十二条<br>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 | |
| (秘密保持等)<br>第三十三条<br>指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。<br>2　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。<br>3　指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 | (21) 秘密保持等<br>居宅基準第 33 条第 1 項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。<br>同条第 2 項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。<br>同条第 3 項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 |

| | |
|---|---|
| (広告)<br>第三十四条<br>　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 | |
| (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)<br>第三十五条<br>　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 | (22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止<br>　居宅基準第35条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。 |
| (苦情処理)<br>第三十六条<br>５　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。<br>６　指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 | |
| (事故発生時の対応)<br>第三十七条<br>　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。<br>２　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。<br>３　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 | (24) 事故発生時の対応<br>　居宅基準第 37 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。<br>　また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。<br>　なお、基準第 39 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。<br>　このほか、以下の点に留意するものとする。<br>利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。<br>指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。<br>指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 |
| (会計の区分)<br>第三十八条<br>　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 | (25) 会計の区分<br>　居宅基準第 38 条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。 |

| | |
|---|---|
| (管理者の責務)<br>第五十二条<br>　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。<br>2　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 | (4) 管理者の責務<br>　居宅基準第 52 条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る<br>調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に居宅基準の第 3 章第 4 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 |
| | 六　通所介護 |
| | 3　運営に関する基準 |
| (勤務体制の確保等)<br>第百一条<br>　指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。<br>2　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | (5) 勤務体制の確保等<br>　居宅基準第 101 条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。<br>　指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、 管理者との兼務関係等を明確にすること。<br>　同条第 2 項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第 3 者への委託等を行うことを認めるものであること。 |
| (指定福祉用具貸与の基本取扱方針)<br>第百九十八条<br>　指定福祉用具賃与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。<br>2　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。<br>3　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 | (2) 指定福祉用具貸与の基本取扱方針<br>　居宅基準第 198 条第 2 項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。 |
| (運営規程)<br>第二百条<br>　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。<br>一　事業の目的及び運営の方針<br>二　従業者の職種、員数及び職務内容<br>三　営業日及び営業時間<br>四　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額<br>五　通常の事業の実施地域<br>六　その他運営に関する重要事項 | (4) 運営規程<br>　居宅基準第 200 条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。<br><br>　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額(第 4 号)<br>「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料(1 割負担) 、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準第 197 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に歴月による 1 月に満たない |

| | |
|---|---|
| | 端数がある場合の算定方法等)及び目録(居宅基準第 204 条第 2 項に規定する目録をいう。) に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。<br>その他運営に関する重要事項(第 6 号)<br>(6)の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。 |
| (適切な研修の機会の確保)<br>第二百一条<br>指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 | (5) 適切な研修の機会の確保(居宅基準第 201 号)<br>福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。 |
| (福祉用具の取扱種目)<br>第二百二条<br>指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。 | |
| (掲示及び目録の備え付け)<br>第二百四条<br>指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。<br>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 | |

# Ⅶ　特定介護予防福祉用具販売事業の基準

| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号) | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号） |
|---|---|
| 第十三章　特定介護予防福祉用具販売<br><br>第一節　基本方針<br><br>第二百八十一条<br>　指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第八条の二第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。<br><br>第二節　人員に関する基準<br><br>(福祉用具専門相談員の員数)<br>第二百八十二条<br>　指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。<br>２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。<br>一　指定福祉用具貸与事業者　指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項<br>二　指定特定福祉用具販売事業者　指定居宅サービス等基準第二百八条第一項<br>三　指定介護予防福祉用具貸与事業者　第二百六十六条第一項<br><br>(管理者)<br>第二百八十三条<br>　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<br><br>第三節　設備に関する基準<br><br>第二百八十四条 | 居宅基準 208 条<br><br>居宅基準 209 条<br><br>居宅基準 210 条 |

| | |
|---|---|
| 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。<br>2　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | |
| 第四節　運営に関する基準 | |
| (サービスの提供の記録)<br>第二百八十五条<br>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 | 居宅基準 211 条 |
| (販売費用の額等の受領)<br>第二百八十六条<br>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第三項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。<br>2　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。<br>一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費<br>二　特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用<br>3　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 | 居宅基準 212 条 |
| (保険給付の申請に必要となる書類等の交付)<br>第二百八十七条<br>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額(以下「販売費の額」という。)の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。<br>一　当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称<br>二　販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書<br>三　領収書<br>四　当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要 | 居宅基準 213 条 |
| (記録の整備)<br>第二百八十八条<br>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 | 居宅基準 215 条 |

| | |
|---|---|
| 2　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。<br>一　第二百八十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録<br>二　次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録<br>三　次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録<br>四　次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | |
| (準用)<br>第二百八十九条<br>　第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十六条まで、第五十二条、第百二条第一項及び第二項、第二百七十条から第二百七十二条まで並びに第二百七十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と第二百七十条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百七十一条及び第二百七十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百七十四条中「第二百七十条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と読み替えるものとする。 | 居宅基準 216 条 |
| 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 12　特定介護予防福祉用具販売 |
| (指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)<br>第二百九十条<br>　指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。<br>2　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<br>3　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。<br>4　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 | (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針<br>　基準第 290 条にいう指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。<br>　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。<br>　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 |
| (指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)<br>第二百九十一条<br>　福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 | (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針<br>　第 1 号は指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、福祉用具専門相談員が「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福 |

| | |
|---|---|
| 一　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。<br>二　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。<br>三　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。<br>四　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。<br>五　介護予防サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第九十条第一項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。 | 祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。<br>第 3 号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、特殊尿器等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。<br>第 4 号は、介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員（以下において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。<br>第 5 号は、介護予防サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は、施行規則第 90 条第 1 項第 3 号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されているかを確認しなければならない。 |

# Ⅷ　特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の福祉用具の種目

| 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号） | 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号） |
|---|---|
| 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 | 2　厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目 |
| 1　腰掛便座<br>次のいずれかに該当するものに限る。<br>一　和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの<br>二　洋式便器の上に置いて高さを補うもの<br>三　電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの<br>四　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。) | （1）腰掛便座<br>次のいずれかに該当するものに限る。<br>1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの<br>2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの<br>3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの<br>4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。) |
| 2　特殊尿器<br>尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの | （2）特殊尿器<br>尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの |
| 3　入浴補助用具<br>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。<br>一　入浴用いす<br>二　浴槽用手すり<br>三　浴槽内いす<br>四　入浴台<br>浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの<br>五　浴室内すのこ<br>六　浴槽内すのこ | （3）入浴補助用具<br>購入告示第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。<br>① 入浴用いす<br>座面の高さが概ね三五 cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。<br>② 浴槽用手すり<br>浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。<br>③ 浴槽内いす<br>浴槽内に置いて利用することができるものに限る。<br>④ 入浴台<br>浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。<br>⑤ 浴室内すのこ<br>浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。<br>⑥ 浴槽内すのこ<br>浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 |
| 4　簡易浴槽<br>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの | （4）簡易浴槽<br>購入告示第四項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。 |
| 5　移動用リフトのつり具の部分 | （5）移動用リフトのつり具の部分<br>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。<br><br>3　複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。<br><br>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。<br>② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福 |

| | |
|---|---|
| | 祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。<br>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 |

# IX 県民局一覧

| | | | |
|---|---|---|---|
| 神戸県民局<br>企画県民部 | 県民生活担当<br>健康福祉第１課<br>第２課 | 〒650-0004<br>神戸市中央区中山手通６－１－１<br>Tel　０７８－３６１－８６２６・８６２７<br>Fax　０７８－３６１－８６３２ | 神戸市 |
| 阪神南県民局<br>県民生活部 | 芦屋健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒659-0065<br>芦屋市公光町１－２３<br>Tel　０７９７－３２－０７０７<br>Fax　０７９７－３８－１３４０ | 尼崎市、芦屋市<br>西宮市 |
| 阪神北県民局<br>県民生活部 | 宝塚健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒665-8567<br>宝塚市旭町２－４－１５<br>Tel　０７９７－８３－３１４１<br>Fax　０７９７－８６－４３０９ | 宝塚市、三田市 |
| | 伊丹健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒664-0898<br>伊丹市千僧１－５１<br>Tel　０７２－７８５－７４６０<br>Fax　０７２－７７７－４０９１ | 伊丹市、川西市<br>猪名川町 |
| 東播磨県民局<br>県民生活部 | 加古川健康福祉<br>事務所<br>監査指導課 | 〒675-8566<br>加古川市加古川町寺家町天神木９７－１<br>Tel　０７９４－２１－９２９６<br>Fax　０７９４－２４－９９７７ | 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 |
| | 明石健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒673-0892<br>明石市本町２－３－３０<br>Tel　０７８－９１７－１６０８<br>Fax　０７８－９１７－１１３８ | 明石市 |
| 北播磨県民局<br>県民生活部 | 社健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒673-1431<br>加東市社字西柿１０７５－２<br>Tel　０７９５－４２－９３５７<br>Fax　０７９５－４２－４０５０ | 西脇市、三木市<br>小野市、加西市<br>加東市、多可町 |
| 中播磨県民局<br>県民生活部 | 福崎健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒670-0947<br>姫路市北条１－９８<br>Tel　０７９２－８１－９７６８<br>Fax　０７９２－２４－３０３７ | 姫路市、市川町<br>福崎町、神河町 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 西播磨県民局<br>県民生活部 | 龍野健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒679-4167<br>たつの市龍野町富永字田井屋畑１３１１－３<br>Tel　０７９１－６３－５１３３<br>Fax　０７９１－６３－９２２５ | たつの市、佐用町、宍粟市、太子町 |
| | 赤穂健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒678-0239<br>赤穂市加里屋９８－２<br>Tel　０７９１－４３－２９３４<br>Fax　０７９１－４３－５３８６ | 相生市、赤穂市、上郡町 |
| 但馬県民局<br>但馬長寿の郷 | 豊岡健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒668-0025<br>豊岡市幸町７－１１<br>Tel　０７９６－２６－３６６９<br>Fax　０７９６－２４－４４１０ | 豊岡市、香美町<br>新温泉町 |
| | 和田山健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒669-5202<br>朝来市和田山町東谷２１３－９６<br>Tel　０７９－６７２－６８４８<br>Fax　０７９－６７２－５９８７ | 養父市、朝来市 |
| 丹波県民局<br>県民生活部 | 柏原健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒669-3309<br>丹波市柏原町柏原６８８<br>Tel　０７９５－７３－３７５８<br>Fax　０７９５－７２－３０１３ | 篠山市、丹波市 |
| 淡路県民局<br>県民生活部 | 洲本健康福祉事務所<br>監査指導課 | 〒656-0021<br>洲本市塩屋２－４－５<br>Tel　０７９９－２６－２０５４<br>Fax　０７９９－２２－１０５６ | 洲本市、淡路市<br>南あわじ市 |